

議案第84号

伊丹市立体育施設条例の一部を改正する条例の制定について

伊丹市立体育施設条例の一部を改正する条例を別記のとおり制定する。

令和7年12月2日提出

伊丹市長 中田 慎也

理由

空調設備の整備に伴い、利用料金の限度額の適正化を図るため。

伊丹市立体育施設条例の一部を改正する条例（令和7年
伊丹市条例第 号）

伊丹市立体育施設条例（昭和57年伊丹市条例第25号）の一部
を次のように改正する。

別表第3ア中

を

2,500円	3,000円
2,900円	3,400円
4,900円	5,800円
1,800円	2,200円
2,100円	2,500円
3,600円	4,200円

」

「

3,080円	3,580円
3,480円	3,980円

5 , 4 8 0 円	6 , 3 8 0 円
2 , 2 2 0 円	2 , 6 2 0 円
2 , 5 2 0 円	2 , 9 2 0 円
4 , 0 2 0 円	4 , 6 2 0 円

に改める。

」

「

3 , 4 0 0 円	4 , 0 4 0 円
3 , 9 4 0 円	4 , 6 4 0 円
6 , 7 0 0 円	7 , 9 4 0 円

を

別表第8ア中

」

「

4 , 1 8 0 円	4 , 8 2 0 円
4 , 7 2 0 円	5 , 4 2 0 円

		に改める。
7 , 480 円	8 , 720 円	

」

付 則

この条例は、教育委員会規則で定める日から施行する。